

定期試験

追試験について

定期試験期間中（1月22日～）に実施される試験を止むを得ない事情で欠席した学生は、下記により追試験の申請をすることができます。

記

1. 追試験日 2019年2月1日（金） 9：45集合（時間厳守）
試験会場 経済学部棟201教室
2. 申請資格
 - （1）病気、列車遅延、事故等不測の事態による場合
 - （2）他学部公開科目・他学部主催科目の試験と重なった場合
 - （3）就職試験による場合（会社説明会は不可）
 - （4）指定試験合格者奨励金、L・U キャリアアップ奨励金対象試験の受験日と重なった場合
3. 申請手続
以下の2つを期間内に事務課へ提出すること。
 - （1）所定の「試験欠席届」（事務室備付）
 - （2）「診断書」「遅延証明書」「人事部による証明書」等の証憑書類（試験欠席日当日に休まざるを得ない理由・当日の日付が明記されているもの）。

※就職試験の場合は「人事部による証明書」等公的な証明書（「日時」・「会社説明会ではなく面接あるいは試験であること」を明記の上、「会社の公印」が必要。公印がもらえない場合は担当の方の名刺をいただくこと）を提出すること。事務課とHPに書式あり。
4. 申請期間
2019年1月22日（火）～1月30日（水） 期間外は受け付けない
月曜～金曜 9：00～17：30 / 土曜日 9：00～12：00

※原則、窓口にて申請すること。やむを得ない事情の場合にのみ、電話にて問い合わせてください。なお、電話での問い合わせ可能時間は、平日は17：00、土曜日は12：00までです。

※追試は、止むを得ない事情で受験できなかった場合で、かつその証明ができる場合のみ対象となります。成績が不良だったという理由は対象にならないので注意してください。

※いかなる理由があっても、追試の追試は実施しません。

注1) 列車の遅延の場合、試験日に自宅（大学登録住所）から大学に向かう場合に限りです。通学経路以外での遅刻は追試対象になりません。また、遅れた時間以上の遅延証明を駅で受領したものでなければ認められません（鉄道会社のホームページから取得できる遅延証明では追試の申請はできません）。

注2) 事故等の場合、公共交通機関を使用して起こったものに限りです。自転車やバイク等で通学し、自分で事故を起こした場合や事故に巻き込まれた等は認められません。

注3) 他学部公開科目と経済学部科目の試験日が重なった場合には、試験日に他学部公開科目の試験を受け、経済学部科目は追試の申請をすること。

注4) レポートの場合は事務課より個別に連絡する。

注5) 試験範囲・参照等は原則定期試験と同様となる。申請受付後、変更があった場合は事務から連絡する。

注6) 他学部で行われる科目の追試験の申請手続きも経済学部事務課へ申し出ること。

注7) 身内に不幸があった場合には、葬儀の会葬礼状等、日時と場所が明記されているものを持参すること。

以 上

2018. 12. 18 経済学部事務課